

上越市新産業創造支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域産業の技術の高度化及び中小企業者等の新たな事業分野への進出等を推進するため、中小企業者等が独自に、又は大学等の研究協力機関若しくは他の企業と共同で行う新製品等の研究開発、市場開拓及び商品化のために必要な経費の一部について、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 次に掲げる人及び団体をいう。

ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号及び第2号に規定する中小企業者

イ 主として前号の中小企業者により組織される団体

ウ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体のうち事業協同組合、企業組合及び協業組合

(2) 新製品等の研究開発 次に掲げる開発をいう。

ア 付加価値の高い新たな製品の開発

イ 既存技術の高度化のために行う研究開発

(3) 研究協力機関 次に掲げる機関等であつて、新製品等の研究開発に当たり十分な支援を行うことができるものをいう。

ア 国又は地方公共団体が設置する研究又は教育を目的とする機関

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

ウ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

エ その他市長が認める機関等

(4) ものづくり支援パートナー協定締結大学 信州大学工学部、信州大学繊維学部、新潟工科大学、新潟大学工学部、長岡技術科学大学、長岡造形大学及び上越教育大学をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる人及び団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者等であること。
- (2) 市内で新製品等の研究開発、市場開拓又は商品化を行うこと。
- (3) 市税を完納していること。
- (4) 補助対象事業について、国、都道府県、市区町村その他の機関から補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 製品開発及び技術開発のために行う企画及び設計から試作開発までの事業（以下「一般研究開発事業」という。）
- (2) 前号の事業又は本補助金の交付対象となる事業に取り組む前に、国、都道府県、市区町村その他の機関が行う支援事業により研究開発した製品又は技術の市場開拓又は商品化のために行う次に掲げる事業（以下「新市場開拓・商品化事業」という。）

ア 試作、改良、実験又は品質検査を行う事業

イ デザイン等の改善事業

ウ マーケティング活動事業

- (3) 技術の高度化、新製品開発等に関する様々な課題を解決するために、研究協力機関（大学及び高等専門学校を除く。）又はものづくり支援パートナー協定締結大学と連携して事前調査又は基礎研究を行う事業（以下「事前調査研究支援事業」という。）

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

- (1) 一般研究開発事業

ア 研修・技術指導費

イ 設備費

ウ 原材料費

エ 外注加工費

オ 人件費

カ その他市長が認めるもの

- (2) 新市場開拓・商品化事業

ア 研修・技術指導費

イ 印刷製本費

ウ 委託費

エ マーケティング活動費

オ その他市長が認めるもの

(3) 事前調査研究支援事業

ア 研修・技術指導費

イ 調査費

ウ 委託費

エ その他市長が認めるもの

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

(1) 一般研究開発事業 次に掲げる区分に応じ、次に定める額とし、1事業1年度につき200万円を限度とする。

ア 農商工連携（農林漁業者と中小企業者等とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、新商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は新役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行うことをいう。）又は研究協力機関との連携による事業 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額

イ その他の事業 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額

(2) 新市場開拓・商品化事業 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、1事業につき100万円を限度とする。

(3) 事前調査研究支援事業 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、1事業につき20万円を限度とする。

(補助金の交付制限)

第7条 補助金の交付は、1事業につき1年度1回とし、通算して3回（そのうち新市場開拓・商品化事業にあつては1回に限る。）を限度とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする中小企業者等は、上越市新産業創造支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に事業計画書（一般研究開発事業の申請にあつては第2-1号様式、新市場開拓・商品化事業の申請にあつては第2-2号様式、事前調査研究支援事業にあつては第2-3号様式）を添付し、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、上越市附属機関設置条例（令和6年上越市条例第2号）に基づき設置する上越市新産業創造支援事業審査委員会（以下「委

員会」という。)の審議を経て、補助金の交付の可否を決定するものとする。ただし、事前調査研究支援事業については、委員会の審議を経ることを要しない。

- 2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を決定したときは上越市新産業創造支援事業補助金交付決定通知書(第3号様式)により、補助金を交付しないことを決定したときは上越市新産業創造支援事業補助金交付申請却下通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(補助事業の変更等の承認)

第10条 規則第6条第1項の規定による市長の承認が必要な補助事業の内容の変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 補助対象事業を行う中小企業者等の名称、組織構成等の変更
- (2) 補助対象経費に変更が生じる総事業費の変更
- (3) 補助対象経費に変更が生じない総事業費の変更で、変更前の総事業費の30パーセントの額を超える額の変更となるもの
- (4) その他市長があらかじめ交付条件として指定した事項の変更

- 2 規則第6条第1項の規定による承認を受けようとする中小企業者等は、上越市新産業創造支援事業中止承認申請書(第5号様式)により市長に申請しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請に係る事項を承認したときは、上越市新産業創造支援事業中止承認通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 規則第8条第1項の規定による実績報告は、上越市新産業創造支援事業実績報告書(第7号様式)により行うものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、規則第9条の規定による補助金の額の確定に際し、必要に応じ、委員会の意見を求めるものとする。

- 2 規則第9条の規定による通知は、上越市新産業創造支援事業補助金確定通知書(第8号様式)によるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 7 月 3 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 7 月 2 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 2 月 2 3 日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成 1 6 年 4 月 2 8 日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市新産業創造支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に交付の申請のある補助金の交付について適用し、同日前に交付の申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から実施する。

(1) 第 1 号様式の改正規定 平成 1 7 年 3 月 2 8 日

(2) その他の規定 平成 1 7 年 4 月 1 日

(適用区分)

- 2 改正後の第 6 条の規定は、平成 1 7 年 4 月 1 日以後に交付の申請のある補助金の交付について適用し、同日前に交付の申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の第 6 条の規定は、平成 1 9 年 4 月 1 日以後に交付の申請のある補助金の交付について適用し、同日前に交付の申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月22日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市新産業創造支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第2様式及び第6号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第2号様式及び第6号様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の上越市新産業創造支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市新産業創造支援事業補助金交付要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市新産業創造支援事業補助金交付要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年1月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市新産業創造支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年12月9日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の上越市新産業創造支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市新産業創造支援事業補助金交付要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市新産業創造支援事業補助金交付要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年6月24日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市新産業創造支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の上越市新産業創造支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市新産業創造支援事業補助金交付要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市新産業創造支援事業補助金交付要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

第1号様式（第8条関係）

上越市新産業創造支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

企業等の名称

所 在 地

代 表 者 氏 名

次のとおり上越市新産業創造支援事業補助金の交付を申請します。

事業テーマ	
事業の目的及び内容	別紙事業計画書のとおり
事業の区分	☐ 一般研究開発事業 ☐ 新市場開拓・商品化事業 ☐ 事前調査研究支援事業
事業費	円 （うち補助対象経費 円 ）
補助金交付申請額	円
添付書類	(1) 前3期分の決算書 (2) 会社案内 (3) 登記事項証明書（現在事項証明書）（法人の場合に限る。） (4) 構成員名簿及び主たる事業者の登記事項証明書（現在事項証明書）（団体の場合に限る。） (5) 雇用人数が中小企業に相当することを明らかにする資料（資本金額が大企業に相当する場合に限る。） (6) 試作品等の完成想像図（試作開発又は新製品開発の場合に限る。） (7) 見積書その他補助対象経費の金額が分かる書類の写し（仕様及び積算根拠の分かるものに限る。） (8) 研究協力機関の概要及び主たる指導者の氏名を明らかにする資料（研究協力機関の支援を受ける事業を行う場合に限る。） (9) 納税状況の確認に係る承諾書

（上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約）

- (1) 補助金を暴力団の活動に使用しません。
 - (2) 補助金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。
 - (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、補助金の交付の決定を取り消され、又は交付を受けた補助金を返還することを承諾します。
- ☐ 上記について誓約します。（☐にレ点を記入してください。）

第2－1号様式（第8条関係）

事業計画書（一般研究開発事業）

事業テーマ	
連携先 （農商工連携又は研究協力機関との連携による事業の場合に限る。）	

1. 申請者の概要

企業等の名称及び代表者の役職並びに氏名		主たる事務所又は事業所の所在地	〒
連絡担当者の役職及び氏名		TEL	
業種		従業員数	人
資本金又は出資金	千円	年間売上高	千円 (年 月期)
主な営業（生産）品目		創業年月	年 月
申請者等の沿革			
現有施設			

2. 事業の目的（新製品等の研究開発を行う理由又はその経緯）

3. 事業の内容（研究開発の内容）

4. 事業の市場性（新製品等の研究開発により参入する市場の状況又は動向）

5. 事業の推進体制

- ・ 責任者及び担当者

- ・ 主たる事業の実施場所

- ・ 外部委託の内容及び委託先

委託内容	委託先

- ・ 研究協力機関及び主たる指導者の概要（研究協力機関の支援を受ける場合に限る。）

- ・ 経理担当者

- ・ その他

6. 事業の成果目標（研究開発により得られると想定される結果等）

7. 事業の実施スケジュール

8. 事業の収支計画・資金繰計画

・収支計画

(金額単位：円)

収 入 内 容	金 額	調 達 先	支 出 内 容	金 額
自 己 資 金 額	円		補 助 対 象 経 費	円
借 入 予 定 額	円		補助対象外経費	円
補助金期待額	円			
合 計	円		合 計	円

・資金繰計画

(金額単位：円)

年 月	内 容	収 入	支 出	残 高
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
	市 補 助 金	円	円	円

9. 投資計画（補助対象経費）

（金額単位：円）

経 費 内 容	事 業 総 経 費	補助対象経費	補助金期待額	備 考
研修・技術指導費			円	
設 備 費			円	
原 材 料 費			円	
外 注 加 工 費			円	
人 件 費			円	
そ の 他			円	
計			円	

備考

- 1 経費内容ごとに仕様及び積算根拠を明らかにする資料を添付すること。
- 2 適正な額であることを証明するため、50万円を超える経費については、複数の業者による見積書を添付すること。（見積書を添付できない場合は、金額及び積算根拠を明らかにする資料を添付すること。）

第2－2号様式（第8条関係）

事業計画書（新市場開拓・商品化事業）

事業テーマ （商品名）	
----------------	--

1. 申請者の概要

企業等の名称及び代表者の役職並びに氏名		主たる事務所又は事業所の所在地	〒
連絡担当者の役職及び氏名		T E L	
業種		従業員数	人
資本金又は出資金	千円	年間売上高	千円 (年 月期)
主な営業（生産）品目		創業年月	年 月
申請者等の沿革			
現有施設			

2. これまでの製品・技術開発の状況

（補助金の交付を受けた実績： 年度、事業名 ）

3. 製品・技術の概要及び特徴

--

4. 事業の内容（市場開拓・商品化に向けた取組）

--

5. 市場の状況（開拓する市場の状況又は動向、マーケティング戦略）

6. 事業の推進体制

- ・ 責任者及び担当者

- ・ 外部委託の内容及び委託先

委託内容	委託先

- ・ 研究協力機関及び主たる指導者の概要（研究協力機関の支援を受ける場合に限る。）

- ・ 経理担当者

- ・ その他

7. 事業の成果目標（商品化の状況、売上の目標）

8. 事業の実施スケジュール

9. 事業の収支計画・資金繰計画

・収支計画

(金額単位：円)

収 入 内 容	金 額	調 達 先	支 出 内 容	金 額
自 己 資 金 額	円		補 助 対 象 経 費	円
借 入 予 定 額	円		補助対象外経費	円
補助金期待額	円			
合 計	円		合 計	円

・資金繰計画

(金額単位：円)

年 月	内 容	収 入	支 出	残 高
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
	市 補 助 金	円	円	円

10. 投資計画（補助対象経費）

（金額単位：円）

経 費 内 容	事業総経費	補助対象経費	補助金期待額	備 考
研修・技術指導費			円	
印刷製本費			円	
委託費			円	
マーケティング活動費			円	
その他			円	
計			円	

備考

- 1 経費内容ごとに仕様及び積算根拠を明らかにする資料を添付すること。
- 2 適正な額であることを証明するため、50万円を超える経費については、複数の業者による見積書を添付すること。（見積書を添付できない場合は、金額及び積算根拠を明らかにする資料を添付すること。）

第 2－3 号様式（第 8 条関係）

事業計画書（事前調査研究支援事業）

事業テーマ	
-------	--

1. 申請者の概要

企業等の名称及び代表者の役職並びに氏名		主たる事務所又は事業所の所在地	〒
連絡担当者の役職及び氏名		T E L	
業種		従業員数	人
資本金又は出資金	千円	年間売上高	千円 (年 月期)
主な営業（生産）品目		創業年月	年 月
申請者等の沿革			
現有施設			

2. 事業の目的（調査や研究を行う理由又はその経緯）

--

3. 事業の内容（事前調査又は基礎研究の内容及び手法）

4. 事業の推進体制

- ・ 責任者及び担当者
- ・ 主たる事業の実施場所
- ・ 研究協力機関又はパートナー協定締結大学及び主たる指導者の概要
- ・ 経理担当者
- ・ その他

5. 事業の成果目標（調査研究により得られると想定される結果等）

6. 事業の実施スケジュール

--

7. 事業の収支計画・資金調達計画・資金繰計画

・収支計画

(金額単位：円)

収 入 内 容	金 額	調 達 先	支 出 内 容	金 額
自 己 資 金 額	円		補 助 対 象 経 費	円
借 入 予 定 額	円		補 助 対 象 外 経 費	円
補 助 金 期 待 額	円			
合 計	円		合 計	円

・資金繰計画

(金額単位：円)

年 月	内 容	収 入	支 出	残 高
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
	市 補 助 金	円	円	円

8. 投資計画（補助対象経費）

（金額単位：円）

経 費 内 容	事 業 総 経 費	補 助 対 象 経 費	補 助 金 期 待 額	備 考
研修・技術指導費			円	
調 査 費			円	
委 託 費			円	
そ の 他			円	
計			円	

備考

- 1 経費内容ごとに仕様及び積算根拠を明らかにする資料を添付すること。
- 2 適正な額であることを証明するため、50万円を超える経費については、複数の業者による見積書を添付すること。（見積書を添付できない場合は、金額及び積算根拠を明らかにする資料を添付すること。）

第3号様式（第9条関係）

上越市新産業創造支援事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

上越市長

年 月 日付けで申請のあった上越市新産業創造支援事業補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

交 付 決 定 額	円
交 付 条 件	

第4号様式（第9条関係）

上越市新産業創造支援事業補助金交付申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

上越市長

年 月 日付けの上越市新産業創造支援事業補助金の交付の申請について、
次の理由により却下したので通知します。

理 由	
-----	--

第5号様式（第10条関係）

上越市新産業創造支援事業

変更
中止
廃止

承認申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

企業等の名称

所 在 地

代 表 者 氏 名

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定の通知のあった補助事業を次のとおり

☐変更
☐中止
☐廃止

したいので、承認を申請します。

☐ 変 更 ☐ 中 止 の 理 由 ☐ 廃 止	
変 更 の 内 容	
中 止 す る 期 間	年 月 日～ 年 月 日
添 付 書 類	

第6号様式（第10条関係）

上越市新産業創造支援事業
変更
中止承認通知書
廃止

第 号
年 月 日

様

上越市長

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更
中止について、次のとおり承認し
廃止

たので通知します。

事業テーマ	
変更内容	
注意事項	

第7号様式（第11条関係）

上越市新産業創造支援事業実績報告書

年 月 日

（宛先）上越市長

企業等の名称

所 在 地

代 表 者 氏 名

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定の通知のあった補助事業が
完了したので、次のとおり報告します。

事 業 テ ー マ	
事 業 期 間	年 月 日～ 年 月 日
事 業 の 内 容	
事 業 の 成 果	
経 費 執 行 状 況	別紙経費執行状況表のとおり

別紙（一般研究開発事業）

経費執行状況表

（金額単位：円）

経 費 内 容	当初事業総経費	事 業 総 経 費	補助対象経費	補助金相当額
研修・技術指導費				円
設 備 費				円
原 材 料 費				円
外 注 加 工 費				円
人 件 費				円
そ の 他				円
計				円

備考 経費内容ごとに経費の執行実績を明らかにする資料を添付すること。

別紙（新市場開拓・商品化事業）

経費執行状況表

（金額単位：円）

経 費 内 容	当初事業総経費	事 業 総 経 費	補助対象経費	補助金相当額
研修・技術指導費				円
印 刷 製 本 費				円
委 託 費				円
マーケティング 活 動 費				円
そ の 他				円
計				円

備考 経費内容ごとに経費の執行実績を明らかにする資料を添付すること。

別紙（事前調査研究支援事業）

経費執行状況表

（金額単位：円）

経 費 内 容	当初事業総経費	事 業 総 経 費	補 助 対 象 経 費	補 助 金 相 当 額
研修・技術指導費				円
調 査 費				円
委 託 費				円
そ の 他				円
計				円

備考 経費内容ごとに経費の執行実績を明らかにする資料を添付すること。

第8号様式（第12条関係）

上越市新産業創造支援事業補助金確定通知書

第 号

年 月 日

様

上越市長

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業について、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

交 付 決 定 額	円
確 定 額	円